

重要事項說明書

医療法人小路東宮本診療所

看護小規模多機能型居宅介護

介護施設 陽愛

1. 事業者

(1) 法人名 医療法人小路東宮本診療所

(2) 法人所在地 大阪市生野区小路東 2-5-3

(3) 電話番号 06-6712-4114

(4) 代表者氏 理事長 宮本 峰豪

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 看護小規模多機能型居宅介護

(2) 事業所の目的 住み慣れた我が家で、地域で生活するために、介護保険法令に従い自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。

(3) 事業所の名称 看護小規模多機能型居宅介護 介護施設 陽愛

(4) 事業所の所在地 大阪市生野区勝山南 1-15-23

(5) 電話番号 06-6718-5551

(6) 事業所長（管理者）長谷川 晴子（介護施設）

(7) 事業所の運営方針

- ①. 本事業所において提供される介護サービスは「医療法人小路東宮本診療所」の理念に基づき行われます。
- ②. 契約者の人格を尊重し常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに契約者及びその家族のニーズを的確に据え、個別に介護計画書を作成することにより、契約者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③. 契約者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ④. 適切な介護技術をもって常にサービスの質の管理、評価を行います。
- ⑤. ケアプラン（サービス計画書）が作成されている場合は、当該計画に沿った介護サービスを提供します。

(8) 開設年月 2024 年 7 月 1 日

(9) 登録定員 29人
(通いサービス定員15人、宿泊サービス定員9人)

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています

- ・宿泊室 個室 9室 エアコン テレビ ナースコール
- ・食堂 57.43 m²
- ・台所 1ヶ所
- ・浴室 2ヶ所
- ・脱衣室 2ヶ所
- ・洋式トイレ 5ヶ所
- ・洗面所 2ヶ所
- ・相談室 1ヶ所
- ・消防設備 自動火災報知機 スプリンクラー
- ・その他 警備会社による警備

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 大阪市生野区

(2) 営業日及び営業時間 年中無休
　　通りサービス 9:00～17:00 (原則)
　　宿泊サービス 17:00～9:00 (原則)
　　訪問サービス 適時
　　※相談・受付は 9:00～17:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

- 1.管理者 1人以上
- 2.介護支援専門員 1人以上
- 3.介護職員 6人以上 (常勤換算)
- 4.看護職員 2.5人以上 (常勤換算)

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(主な職種の主な勤務時間)

1.管理者	9：00～17：00
2.介護支援専門員	9：00～17：00
3.介護職員	8：00～16：00 11：00～19：00 17：00～翌9：00
4.看護職員	9：00～17：00

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(介護保険の給付の対象となるサービス)

以下のサービスについては、利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、契約者から本人負担分の支払を受けるものとします。

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護の計画に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で契約者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・契約者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・契約者の状況に適した機能訓練を行い、新たな機能の低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・運営規定第10条を踏まえ、契約者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・契約者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - i ご契約者もしくはその家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ii 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - iii ご契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
 - iv その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額
利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

別紙料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額
を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご契約者の
要介護度に応じて異なります）。

（2）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

（介護保険の給付対象とならないサービス）

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金・・朝食は300円 昼食は700円（おやつ代含む） 夕食は600円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

3,000円

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です。

2 Km まで 500 円 2 Km 以上 1,000 円

エ おむつ代など

実費相当額をいただきます。

オ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金・・・材料代等の実費相当額をいただきます。

カ 日常生活に必要なもの

・ご契約者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの

・ご契約者の希望による教養娯楽や日常生活に必要なもの(洗濯代等)

また、長時間サービス（院内介助等におけるに長時間サービス等）については、介護報酬の告示上の額以外に自費サービス費の請求を行う場合があります。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月15日までにお支払ください。

① 銀行振込み

大阪シティ信用金庫 生野支店 普通 8178350

口座名 イ) ショウジヒガシミヤモトシンリョウショ

② 窓口での直接支払い

6. 利用の中止、変更、追加

☆ 看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、看護小規模多機能型居宅介護の計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

☆の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のためサービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由

がある場合は、この限りではありません。

利用予定日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金
(自己負担相当額) の 10%

7. 看護小規模多機能型居宅介護の計画について

看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

利用者様と家族様の意向を踏まえ看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）長谷川 曜子

【職名】管理者

○受付時間 毎週 月曜日～金曜日

9時～17時

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大阪市生野区役所 介護保険課

大阪市生野区勝山南3丁目1-19

電話番号 06-6715-9986

大阪府国民健康保険団体連合会

大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル内

電話番号 06-6949-5309

おおさか介護サービス相談センター

大阪市天王寺区東高津町12番10号 大阪市立社会福祉センター308

電話番号 06-6766-3800

9. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対しサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対しサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
第3者評価機関	無
評価結果の開示状況	無

13. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています

〈運営推進会議〉

- 構成　・利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
- 開催　・隔月で開催
- 会議録　・運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

14. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

小路東宮本診療所

大阪市生野区小路東 2-5-3 TEL 06-6752-4114

生野中央病院

大阪市生野区中川 5-4-2 TEL 06-6751-3731

山内歯科医院

大阪市生野区田島 4-11-36 TEL 06-6757-1622

特別養護老人ホーム 豊

大阪市生野区巽南 3-7-30 TEL 06-6752-1339

介護老人保健施設 ケアホームフォーシーズン

大阪市生野区中川 5-4-2

TEL 06-6755-1000

15. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

防火管理者 北田和明

〈消防用設備〉 ・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・非常用照明
・誘導灯 ・消火器 ・スプリンクラー

16. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- プライバシーには十分配慮し、万一の場合の事故等に備え24時間録画できる監視カメラシステムの導入をしています。

17. 肖像権の使用同意について

○施設内でのちらしやパンフレットやSMSなどにあげる写真や映像を使用する事に対して同意し、第三者からの異議申し立てをしない事に対して下記のどちらかにチェックをお願いします。

同意します

同意しません

18. その他事項

この説明書は施設内の見やすい場所に掲示すると同時に下記ウェブサイトでもご確認いただけます。

<https://sh-miyamoto-clinic.com/>

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

看護小規模多機能型居宅介護 介護施設 陽愛

説明者職名 管理者

氏名 長谷川 晴子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

代理人 住所

氏名

身元引受人 住所

氏名